

【別添資料3】とうふ類の表示に関する公正競争規約および同施行規則（案）

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、とうふ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p>	
<p>(定義) 第2条 この規約で「とうふ類」とは、とうふ類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、とうふ類を製造して販売する事業者、とうふ類に自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及びとうふ類を輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>3 この規約で「小規模製造小売事業者」とは、前項に掲げる事業者であって、かつ、以下のすべての要件に該当する事業者をいう。 (1) 常時使用する従業員の数がおおむね10名以下であること。 (2) 自社の所有する製造所に隣接または近接して販売所を有すること。 (3) 他者の小売店舗等への販売を行っていないこと。</p> <p>4 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するとうふ類に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。 (1) とうふ類の容器包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものであるものによる広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信によるものを含む。）</p> <p>5 以下の食品群は本規約の適用除外とする。 (1) 凍り豆腐又はこうや豆腐などの凍り豆腐の公正競争規約によって定義される食品群 (2) 油揚げ、厚揚げ、生揚げ、がんもどき（以下、これらを総称して「油揚げ等」という。）等の食品群 (3) 以下に掲げる大豆を主要原材料としない「とうふ」と称される食品 ア) 玉子とうふ イ) ごまとうふ ウ) 杏仁とうふ エ) その他、大豆を主要原材料としない「とうふ」と称する食品</p>	<p>(定義) 第1条 とうふ類の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条の「とうふ類」とは、別表に掲げるものをいう。</p> <p>2 この規約で「凝固剤」とは、以下の各号に掲げる添加物又はそれらに副剤等を加えた製剤を言い、その主剤の成分規格及び製造基準、品質確保の方法等については食品衛生法第21条で定める最新の食品添加物公定書に記載されている内容から逸脱しないものとする。 (1) 塩化カルシウム (2) 塩化マグネシウム (3) グルコノデルタラクトン (4) 粗製海水塩化マグネシウム (5) 硫酸カルシウム (6) 硫酸マグネシウム (7) 上記(1)～(6)の混合物</p>
<p>(必要な表示事項) 第3条 事業者は、とうふ類の容器包装に、次に掲げる事項を、施行規則の定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。 (小規模製造小売事業者の特例) 2 第2条3に該当する小規模製造小売事業者は、店頭への掲示等、顧客へ正しく情報提供する方法により、容器包装への表示に代えることができる。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 大豆固形分</p> <p>(3) 原材料名／添加物等</p>	<p>(必要な表示事項の表示基準) 第2条 規約第3条第1項の規定により表示すべき事項は、容器又は包装の見やすい場所に、表示した文字が鮮明に識別できるよう邦文をもって表示する。ただし、商品名については邦文以外の文字で表示することができる。 2 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は以下の(1)～(9)に掲げる基準及び第3項の記載方法により一括表示する。</p> <p>(1) 名称 規約第3条第1項の規定により表示すべき名称は、施行規則第1条別表で定める名称をもって記載するものとし、一括表示欄に記載する。</p> <p>(2) 大豆固形分 規約第3条第1項の規定により表示すべき大豆固形分は、重量百分率をパーセントの単位で小数点第1位までの数値をもって表示する。ただし、とうふにあっては「10%（パーセント）以上」、調製とうふにあっては「8%以上」、加工とうふにあっては「6%以上」と表示することができる。</p> <p>(3) 原材料名／添加物等 規約第3条第1項の規定により表示すべき原材料名は、使用した原材料を、添加物以外の原材料、添加物、調味料を添付した場合は添付調味料の区分の順に記載するものとし、それぞれ原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載する。</p>

【別添資料3】とうふ類の表示に関する公正競争規約および同施行規則（案）

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>① 大豆</p> <p>ア 成分を調製するような加工処理をしていない大豆を使用する場合には「大豆」又は「丸大豆」と表示する。</p> <p>イ 成分を調製するような加工処理をしている大豆を使用する場合には「脱脂加工大豆」、「粉末大豆たん白」、「大豆クリーム」、「豆乳クリーム」、「全粒粉大豆」等と最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>ウ 原料大豆原産地表示については、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号、平成29年9月1日改正）に従い表示する。</p> <p>エ 遺伝子組換えに関する表示については、食品表示基準に従い表示する。</p> <p>② その他の食品添加物以外の原材料</p> <p>「食塩」、「枝豆(大豆)」、「植物油脂(大豆油)」等その最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>ア 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</p> <p>イ 使用した砂糖類が2種類以上のものにあつては、アの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあつては、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖を併用するものにあつては、「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの、砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</p> <p>③ 豆腐用凝固剤</p> <p>ア 「豆腐用凝固剤」又は「凝固剤」と表示し、凝固剤にあつてはその物質名を、その他の副剤を含む凝固剤製剤にあつては凝固剤の物質名を最初に表示し、副剤はその後重量比で第3位までの物質名を重量順に表示する。又、重量比で第4位以下の物質名については、自社のホームページ等で情報を積極的に開示することが望ましい。</p> <p>イ 塩化カルシウムについては「塩化カルシウム」と、塩化マグネシウムにあつては「塩化マグネシウム」又は「塩化マグネシウム(にがり)」と、グルコノデルタラクトンについては「グルコノデルタラクトン」と、粗製海水塩化マグネシウムにあつては「粗製海水塩化マグネシウム」又は「粗製海水塩化マグネシウム(にがり)」と硫酸カルシウムにあつては「硫酸カルシウム」又は「硫酸カルシウム(すまし粉)」と硫酸マグネシウムにあつては「硫酸マグネシウム」と表示する。</p> <p>ウ 2以上の凝固剤を混合して用いる場合には、重量順に物質名を表示する。</p> <p>④ 豆腐用消泡剤</p> <p>「豆腐用消泡剤」又は「消泡剤」と表示し、重量比で第2位までの物質名を重量順に表示する。又、重量比で第3位以下の物質名については、自社のホームページ等で情報を積極的に開示することが望ましい。</p> <p>⑤ 豆腐用凝固剤及び豆腐用消泡剤以外の添加物等</p> <p>豆腐用凝固剤及び豆腐用消泡剤以外の添加物等については、食品表示法及び食品表示基準の規定に従い表示する。</p> <p>⑥ 添付調味料</p> <p>調味料を添付した場合には、「添付調味料」と表示し、添付調味料に使用している原材料名を一般的な名称をもって併記する。</p> <p>⑦ 大豆以外の遺伝子組換え食品の表示</p> <p>食品表示基準に従い表示する。</p> <p>⑧ アレルゲン</p> <p>原材料にアレルゲンを含む場合にあつては、食品表示基準第三条第2項の表の「別表第十四に掲げる食品を原材料とする加工食品を含む食品」に基づき一括表示欄に表示する。</p> <p>⑨ アスパルテームを含む食品</p> <p>原材料にアスパルテームを含む場合にあつては、食品表示基準第三条第2項の表の「アスパルテームを含む食品」に基づきL-フェニルアラニン化合物を含む旨を一括表示欄に表示する。</p>

【別添資料3】とうふ類の表示に関する公正競争規約および同施行規則（案）

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(4) 内容量	(4) 内容量 ① とうふを乾燥及び外部からの衝撃から保護する目的で容器包装内部に充填された水又は調味液等を除いた内容重量を、グラム(g)又はキログラム(kg)の単位で表示する。但し、寄せとうふ又はおぼろとうふにあっては、離水等によりその重量が著しく変化するものについては、「丁」の単位で表示することができる。 ② 加工とうふの内、調味液等と共に密封包装しているものについては、「総重量〇〇グラム（内とうふ〇〇グラム、調味液等〇〇グラム）」と一括表示欄に記載する。
(5) 消費期限または賞味期限	(5) 消費期限または賞味期限 ① 消費期限 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすいとうふ類にあっては、「消費期限」（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日。 ② 賞味期限 前号を除くとうふ類にあっては、「賞味期限」（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日。 ③ 表示する場所 消費期限又は賞味期限を一括表示欄に記載できない場合は、一括表示欄内に容器包装上の記載場所を明記することにより、一括表示欄以外の場所に表示することができる。 ④ 表示の方法 消費期限又は賞味期限の後に西暦年または元号年、月、日の順に記載する。
(6) 保存方法	(6) 保存方法 ① とうふ類（常温保存可能なとうふおよび冷凍とうふを除く）の保存方法 「要冷蔵（2℃～10℃）、凍結を防ぐため冷蔵庫の冷気吹出し口を避けて保存してください。」等と表示する。 ② 常温保存可能な無菌充填豆腐の保存方法 「常温保存可能品。直射日光、高温多湿を避け、涼しい場所に保存してください。」等と表示する。 ③ 冷凍とうふの保存方法 「要冷凍-18℃以下」等と表示する。
(7) 原産国名	(7) 原産国名 輸入品にあっては「原産国〇〇〇〇」（〇〇〇〇は国名）と表示する。
(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を食品表示基準の規定に従い表示する。
(9) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称等	(9) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称等 次に定めるところにより表示する。 ① 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地。以下この項において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この項において同じ。）を食品表示基準の規定に従い表示する。 ② アの規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が、製造所若しくは加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地。以下この項において同じ。）又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この項において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 ③ ①の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあつては、食品表示基準の規定に従い、消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 ア 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 イ 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。） ウ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

【別添資料3】とうふ類の表示に関する公正競争規約および同施行規則（案）

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>3 一括表示欄の表示方法</p> <p>4 無菌充填豆腐の常温での保存が可能である旨の表示</p> <p>5 栄養成分に関する表示</p> <p>6 容器包装の識別表示</p>	<p>3 一括表示欄の表示方法 規約第3条(1)から(9)に掲げる事項の表示は、以下の各号の基準に従って表示する。 ① 記載すべき表示事項は、容器包装の見やすい場所に罫線等を用いた枠で囲んで一括して表示する。 ② 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 ③ 表示に用いる文字は原則として日本工業規格Z8305(1962)（以下「JISZ8305」という。）に規定する8ポイント以上の大きさの統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては、JISZ8305に規定する6ポイント以上の大きさの文字とすることができる。 ④ 表示すべき情報が多く容器又は包装にすべての情報を記載しきれない場合においては、別途表示基準に定める方法等により自社のホームページ等で情報を公開すべきものとする。</p> <p>4 無菌充填豆腐の常温での保存が可能である旨の表示方法 規約第3条第4項の規定により表示すべき無菌充填豆腐の常温での保存が可能である旨の表示は、次の基準による。 (1) 「常温保存可能品」の文言を表示する。 (2) 表示する場所は、商品名の周辺部分とする。 (3) 「常温保存可能品」の文字の大きさは、JISZ8305に規定する16ポイント以上の肉太の文字とし、当該文字を四角で囲むものとする。</p> <p>5 栄養成分に関する表示方法 栄養成分表示については、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項および食品表示基準の定めるところにより、明りょうに表示しなければならない、①熱量(kcal)、②たんぱく質(g)、③脂質(g)、④炭水化物(g)、⑤食塩相当量(g)を100gあたり又は1個包装あたり又は1食(g)あたりの単位で表示する。</p> <p>6 容器包装の識別表示 容器包装の識別表示を行う場合は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「容器リサイクル法」という。）の定めるところにより表示しなければならない。</p>
<p>(特定事項の表示) 第4条 事業者は、とうふ類の取引に関する事項について、次の(1)～(12)に掲げる事項又は用語を表示する場合においては、施行規則の定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 商品名</p> <p>(2) 濃度を強調する表示を行う場合</p> <p>(3) 木綿とうふの固さの目安を表示する場合</p> <p>(4) 手づくりである旨を強調する表示を行う場合</p> <p>(5) 「生とうふ」と表示する場合</p> <p>(6) 「新穀」または「新大豆」と表示する場合</p>	<p>(特定事項の表示基準) 第3条 規約第4条の規定に基づく表示は、次の(1)～(12)の基準によるものとする。</p> <p>(1) 商品名 事業者は、とうふ類を示す商品名等に「とうふ」（「豆腐」、「豆富」、「豆富」、「とーふ」、「トウフ」、「トーフ」、「TOFU」。）を用いることができる。</p> <p>(2) 濃度を強調する表示 絹ごしとうふ、充てん絹ごしとうふ、寄せとうふ、おぼろとうふ及び調製絹ごしとうふ、調製充てん絹ごしとうふ、調製寄せとうふ、調製おぼろとうふ、調製冷凍とうふにおいて、「濃厚」、「特濃」、「濃い」など濃度を強調する文言を用いる場合は、大豆固形分11.5%以上としなければならない。 事業者は前号の基準を満たす場合に限り、規約第3条に定める一括表示内の大豆固形分欄に「11.5%以上」と記載することができる。大豆固形分の測定が困難な事業者においては、別途表示基準に定める簡易測定機器を用いた場合における簡易測定値と大豆固形分との換算表を用い、大豆固形分が11.5%以上とみなされる場合において「濃厚」、「特濃」、「濃い」などの文言を用いることができる。</p> <p>(3) 木綿とうふの固さの目安を表す表示 事業者は、木綿とうふについて固さの目安を「かため」、「ふつう」、「やわらかめ」等と表示することができる。 表示の方法及び「かため」、「ふつう」、「やわらかめ」の基準については表示基準に定める。</p> <p>(4) 手づくりである旨を強調する表示 事業者は、以下の各号をすべて満たすことにより「手づくり」である旨を強調する表示を行うことができる。 ① 温豆乳を使用し、凝固剤の混合は電動・エア作動など機械を使用せず、漉し込み・ワンツース式等手技により混合し、凝固を完了させていること。 ② 施行規則第1条で定める(1)～(6)の凝固剤又は(1)～(6)の合剤を使用して副剤等を使用しないこと。 ③ 冷却豆乳を使用し凝固剤を混合後、昇温により凝固を完了させる方法を用いないこと。</p> <p>(5) 「生とうふ」と強調する表示 事業者は以下の基準を満たすとうふに限り、「生とうふ」と表示することができる。 規約第2条及び施行規則第1条別表で定義するとうふにあつて（但し、充てん絹ごしとうふは除く）、とうふが成型された後、又は容器包装に密封された後に加熱処理を行わないもの。</p> <p>(6) 大豆が新穀である旨を強調する表示 事業者は「新穀」または「新大豆」など原料大豆が新しいものである旨を表示する場合には、当該商品に使用される大豆が収穫されてから概ね4ヶ月以内のものであり、かつ、当該大豆を100%使用するものに限り表示することができる。</p>

【別添資料3】とうふ類の表示に関する公正競争規約および同施行規則（案）

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(7) 地域の特色あるとうふ類である旨を強調する場合</p> <p>(8) 賞、推奨等を受けた旨を表示する場合</p> <p>(9) 特定の健康機能、成分等を表示する場合</p> <p>(10) 「有機」又は「オーガニック」など有機農産物加工食品である旨の表示</p> <p>(11) 特色のある原材料を使用している場合</p> <p>(12) 独自製法等、特長のある製法を強調して表示する場合</p>	<p>(7) 地域の特色あるとうふ類である旨を強調する表示 事業者は、地域の特色あるとうふ類の保護及び振興を目的として、以下の①又は②に定めるとうふ類を特定の文言を用いて表示することができる。 ① 地理的表示法（平成27年6月1日施行）に定める地理的表示保護制度により登録された品名については、その品名。 ② 当該とうふ類の名称が地域の消費者に広く認知されており、かつ、一定の地域において複数の製造事業者による製造が継続的に行われている場合においては、当該とうふ類の保護及び振興を目的とする組合又はそれに準ずる団体等によって、当該とうふ類の品名及び規格基準が定められ、かつ、規約第7条により設置される日本豆腐公正取引協議会に届出が行われた場合については、その品名。</p> <p>(8) 賞、推奨等を受けた旨を強調する表示 賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けたものと同一の商品について表示することとし、品評会等主催者又は推奨者の定める表示基準により、受賞年又は推奨を受けた年、品評会等主催団体又は推奨者の氏名又は名称等を表示することができる。 容器包装にシール又はラベルを貼付して表示する場合には、規約第3条及び施行規則第2条に定める必要な表示事項にかからない場所に貼付すること。</p> <p>(9) 特定保健用食品、栄養機能食品、機能性食品の表示 特定の健康機能、成分を表示する場合（特定保健用食品、栄養機能食品、機能性食品）には、食品表示法及び食品表示基準の規定に基づき表示する。</p> <p>(10) 有機農産物加工食品である旨の表示 「有機」又は「オーガニック」など有機農産物加工食品である旨の表示を行う場合は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）及び有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第60号）により表示する。</p> <p>(11) 特色のある原材料を使用している旨の表示 原材料の特色について「国産」、「〇〇産」（〇〇は都道府県名又は市町村名等）、「特定の銘柄名」、「特定の品種」、「契約栽培」等特別に強調する表示を行う場合は、特色のある原材料の使用割合が100%でなければならない。</p> <p>(12) 独自製法等、特長のある製法を強調する表示 とうふ類の製造にあたり、特長のある製法を強調する表示を行う場合は、当該製法の名称及び当該製法の根拠となる説明を記載しなければならない。</p>
<p>（その他の表示事項等） 第5条 とうふ公正取引協議会は、第1条の目的を達するため、特に必要があると認められる場合は、第3条および第4条に規定する事項の他に、これらの事項に関連する特定の事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。</p>	
<p>（不当表示の禁止） 第6条 事業者はとうふ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) とうふ類でないものを、とうふ類であるかのように誤認されるおそれがある表示 (2) 規約第2条及び施行規則第1条で定めるとうふ類の種類について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 添加物等を使用していない旨を強調する表示</p>	<p>（不当表示の禁止基準） 第4条 規約第6条の規定に基づき禁止する表示は、次の(1)～(12)の基準によるものとする。 (1) 規約第2条及び施行規則第1条に定めるとうふ類以外のものを、とうふ類であるかのように誤認されるおそれがある表示をすること。但し、規約第2条第5項で適用除外とされる食品はその限りではない。 (2) とうふ類の種類について以下に掲げるまぎらわしい表示を行うこと ① 調製とうふにおいて、当該商品が調製とうふであることがわかりにくい表示をすること ② 加工とうふにおいて、当該商品が加工とうふであることがわかりにくい表示をすること ③ 調製とうふ及び加工とうふにおいて、「成分無調製」、「無調製」等の表示を行うこと ④ 加工とうふにおいて、加工方法や加工後の状態がわかる一般的な名称を用いないこと ⑤ ソフト木綿とうふ及び調製ソフト木綿とうふにおいて、「ソフト」の文字を省略すること ⑥ 充てん絹ごしとうふ及び調製充てん絹ごしとうふにおいて、「充てん」の文字を省略すること ⑦ 充てん絹ごしとうふ及び調製充てん絹ごしとうふにおいて、「寄せ」、「おぼろ」、「ざる」等の名称を用いること ⑧ 調製冷凍とうふ及び加工冷凍とうふにおいて、「冷凍」の文字を省略すること (3) 以下に掲げる強調表示を行うこと ① 保存料及び合成保存料を使用していない旨をことさらに強調する表示 ② 着色料及び合成着色料を使用していない旨をことさらに強調する表示 ③ 乳化剤を使用していない旨をことさらに強調する表示 ④ 消泡剤を使用していない旨をことさらに強調する表示 ⑤ その他、法令等により使用することが認められている添加物について、使用していない旨をことさらに強調する表示 ⑥ とうふ類に使用することが一般的ではない添加物について、使用していない旨を表示すること</p>

【別添資料3】とうふ類の表示に関する公正競争規約および同施行規則（案）

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) 類似誤認を与える表示</p> <p>(5) 唯一性を意味する用語の表示</p> <p>(6) 「天然」、「自然」、「ナチュラル」等の用語</p> <p>(7) 純粋性を示す用語</p> <p>(8) 新鮮であることを示す用語</p> <p>(9) 特色ある原材料を100%使用していないにも拘らず、当該原材料を使用している旨を強調して表示すること</p> <p>(10) 不当な競争優位表示</p> <p>(11) 架空の又は容易に得られる賞の表示</p> <p>(12) 合理的な根拠がないにも拘らず、とうふ類が健康や美容等に効果効能があるかのように誤認されるおそれのある表示</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p>	<p>(4) 以下に掲げる客観的な根拠に基づかない類似誤認を与えるような表示</p> <p>① 「本格とうふ」、「本とうふ」等</p> <p>② 規約第3条(2)の規定に該当しないにも拘らず、「濃厚」、「特濃」、「濃い」など濃さを強調する表示を行うこと</p> <p>③ 規約第3条(3)の規定に該当しないにも拘らず、「手づくり」や「手づくり風」等と表示すること</p> <p>④ 規約第3条(4)の規定に該当しないにも拘らず、「本生とうふ」や「生仕立て」等と表示すること</p> <p>⑤ 規約第3条(5)の規定に該当しないにも拘らず、「新穀」や「新大豆」など原料が新しい旨を表示すること</p> <p>⑥ 規約第3条(6)の規定に基づく地域の特色あるとうふでないにも拘らず、当該地域や地名と誤認するような表示をすること（例：「京風」、「沖縄風とうふ」等）</p> <p>⑦ 規約第3条(7)の表示については、ある特定の商品に受けた賞、推奨等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても、賞又は推奨を受けたかのように誤認されるような表示をすること</p> <p>(5) 「最上級」、「最高級」など唯一性を意味する用語を用いること</p> <p>(6) 客観的な根拠を示すことなく「天然」や「自然」、「ナチュラル」など天然性を強調する用語を用いること</p> <p>(7) 「純」、「純粋」、「純正」、「ピュア」等、客観性に基づかない純粋であることを示す用語（但し、朝鮮半島の豆腐料理である「純豆腐（スンドゥブ）」を意味する場合を除く。）</p> <p>(8) 「新鮮」、「フレッシュ」、「作りたて」、「できたて」等、客観性に基づかない新鮮であることを示す用語</p> <p>(9) 事業者は特色ある原材料を100%使用していないにも拘わらず、「国産」、「〇〇産」（〇〇は都道府県名又は市町村名等）、「特定の銘柄名」、「特定の品種」、「契約栽培」等特別に強調する表示を行ってはならない。</p> <p>(10) 事業者は他の事業者との比較において以下に掲げる表示をしてはならない</p> <p>① 成分、製法、品質、原材料等について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>② 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗し、又はこれらの信用を毀損するおそれのある表示</p> <p>③ 伝統、歴史、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率、その他事業者の実態について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>④ 特に優位性のない製法であるにも拘らず、あたかも独自製法であるかのように強調して表示をすること、また、製法名のみを表示し、根拠となる説明を表示しないこと</p> <p>(11) 以下に掲げる架空の又は容易に得られる賞の表示をしてはならない。</p> <p>ア その事実が無いにも拘らず、あたかもその事実があったかのように見せかける賞</p> <p>イ 社会的な地位や責任の無い者のつけた賞</p> <p>ウ 申請者が全員入賞するような場合の最低の賞</p> <p>エ 自己のつけた賞</p> <p>(12) 食品表示法の規定に基づかない健康機能表示等を行うこと、また、合理的な根拠がないにも拘らず、とうふ類が病気の予防、美容や健康に効果効能があるかのような表示をすること</p>
<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第7条 この規約の目的を達成し、この規約を適正に施行するため、とうふ公正取引協議会（以下、「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) 公正マークの表示に関すること。</p> <p>(4) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(6) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(9) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p>	

【別添資料3】とうふ類の表示に関する公正競争規約および同施行規則（案）

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(公正マークまたは適正表示ステッカー) 第9条 会員は、この規約に従い適正な表示をしているとうふ類の容器包装等の見やすい場所に「公正マーク」を表示することができる。ただし、小規模製造小売事業者にあつては、「適正表示ステッカー」を店頭の商品から見え易い位置に掲示することができる。</p> <p>(違反に対する調査) 第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。 2 事業者は前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置) 第10条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する行為があると認めるときは、その行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を取るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書を持って警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定) 第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいてさらに審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定) 第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附則 この規約は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行する。</p>	<p>(公正マーク) 第5条 公正取引協議会に加入している事業者が販売するとうふ類の容器包装には「公正」マークを表示することができる。ただし「公正」マークは通い箱その他反復して使用する容器または包装に使用してはならない。 2 規約第2条3に定める小規模製造小売事業者は、店頭「適正表示ステッカー」を掲示することができる。 3 「公正」マーク及び「適正表示ステッカー」の交付及び使用方法等については、公正取引協議会が別に定めるところによるものとする。</p> <p>附則 この施行規則は、規約について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行する。</p>